

開成地区防災計画

【初版】

開成地区自主防災会

2020年（令和2年）2月

はじめに

安全で安心して住める街をめざす開成地区では、防災・減災に関して自助・共助・公助の対策が必要と言われる中で、特に共助を重点に地域の協働体制の確立に努めています。

地区防災計画を実行していくためには、隣近所をはじめとした地域の皆さま方の協力なくしてはできません。

また、町内には高齢者が多く、隣近所のつながりがますます大事になっております。普段から声掛けを行い、いざという時に励ましあう友となりましょう。

今後も引き続き、「互いの顔が見える街、挨拶が響く街開成」を合言葉に、災害発生時の対策として、開成地区の自主防災活動の促進と災害に強い街づくりを推進して参ります。

皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

開成地区自主防災会

謝辞：この計画の作成にあたり、鍵屋一様（跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授）、藁谷俊史様（特定非営利活動法人福島県防災士会相談役兼理事）にご指導いただきました。また、国（内閣府）の平成26年度モデル地区に選定され、福島県内で最初に地区防災計画作成に取り組んだ桑折町の「半田地区防災計画」を参考にさせていただきました。ここに記して謝意を表します。

目 次

1. 基本的な考え方	1
2. 地区の特性	2
(1) 人口	2
(2) 歴史	3
(3) 過去の災害	5
3. 予想される災害	9
(1) 地震による揺れ（震度6弱）	9
(2) 大雨による浸水（内水氾濫）	10
4. 活動方針	11
<目標>	11
(1) 平時の対応	11
(2) 災害時の対応	11
(3) 避難行動要支援者等への支援	12
5. 日頃の活動	13
(1) 地区の特性を知る	13
(2) 情報の入手や共有を進める	13
(3) 避難行動要支援者を知る	13
(4) 訓練を行う	13
6. 災害時の行動	14
(1) 初動【地震】	14
(2) 安否確認【災害共通】	14
(3) 避難【災害共通】	14
(4) 避難所開設・運営【災害共通】	14
(5) 活動体制【災害共通】	14
資料1. 自主防災組織（自主防災団）	15
資料2. 開成地区防災備品在庫表	16
資料3. 地区情報	17
資料4. 地区防災マップ（平成31年3月作成）	18
資料5. 五十鈴町内会防災マップ	19

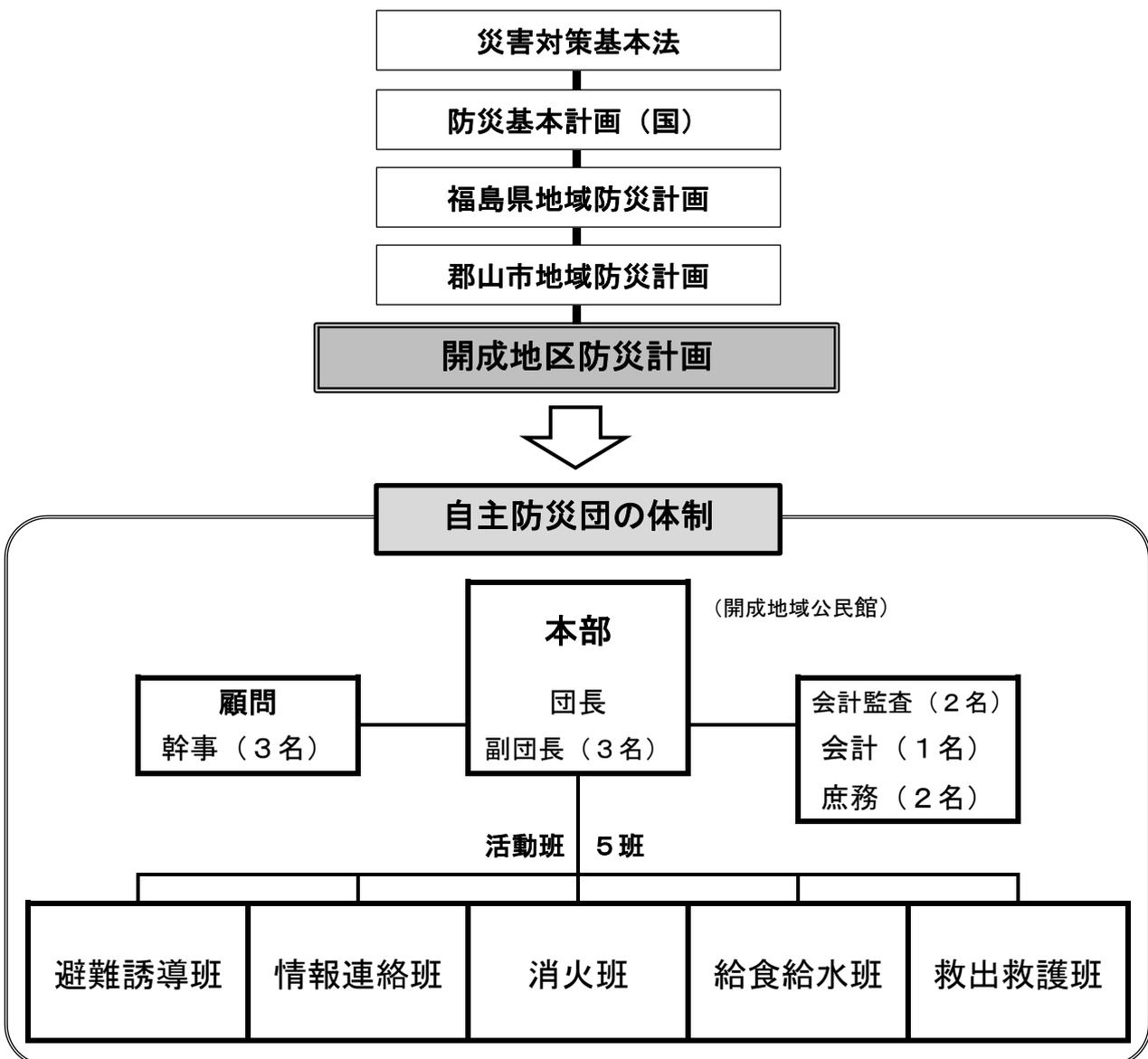
1. 基本的な考え方

災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、力を発揮するのが「隣近所をはじめとした地域の協力体制」です。

実際に、阪神・淡路大震災のときには、地域住民が自発的に消火活動や救出・救助活動を行い、多くの人命を救うとともに、その後の復興にも大きな力を発揮しました。

また、東日本大震災のときのように避難所生活が長引く場合にも、地域住民が助け合って、さまざまな困難を乗り越えなければなりません。

私たちの地域では、「自分たちの街は自分たちで守る」という心構えで、地域のみんなで助け合いながら、災害に強い街づくりを進めます。



2. 地区の特性

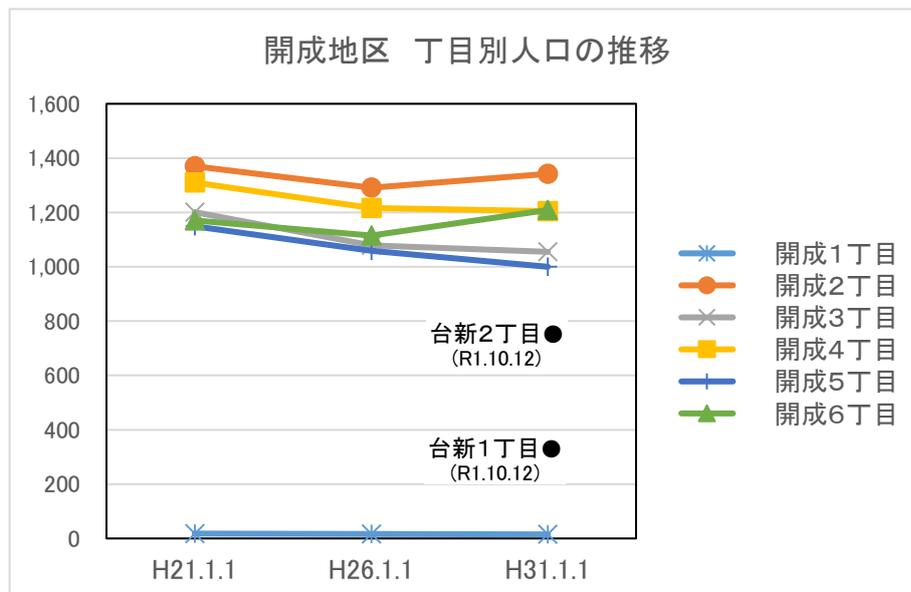
この計画の対象である開成地区は、郡山市の次の範囲です。

- ・開成1丁目～6丁目
- ・台新1丁目・2丁目の一部

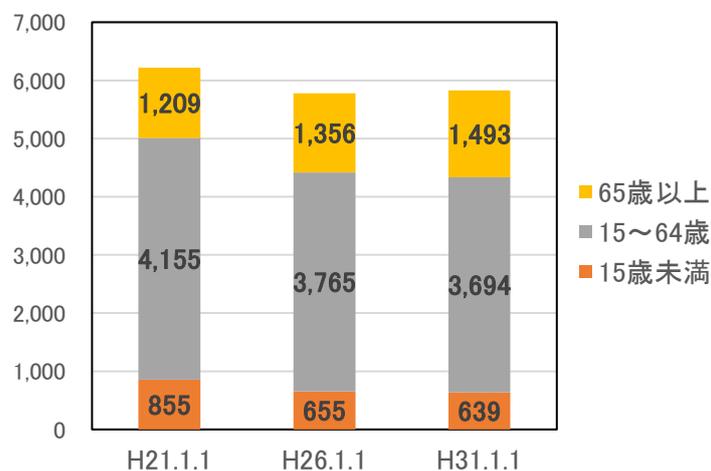
(1) 人口

開成1丁目～6丁目の人口は、平成31年1月1日現在5,826人で、最近5年間は微増していますが、丁目によってばらつきがあります。高齢化率（65歳以上人口）は25.6%で、郡山市全体と同じ割合です。

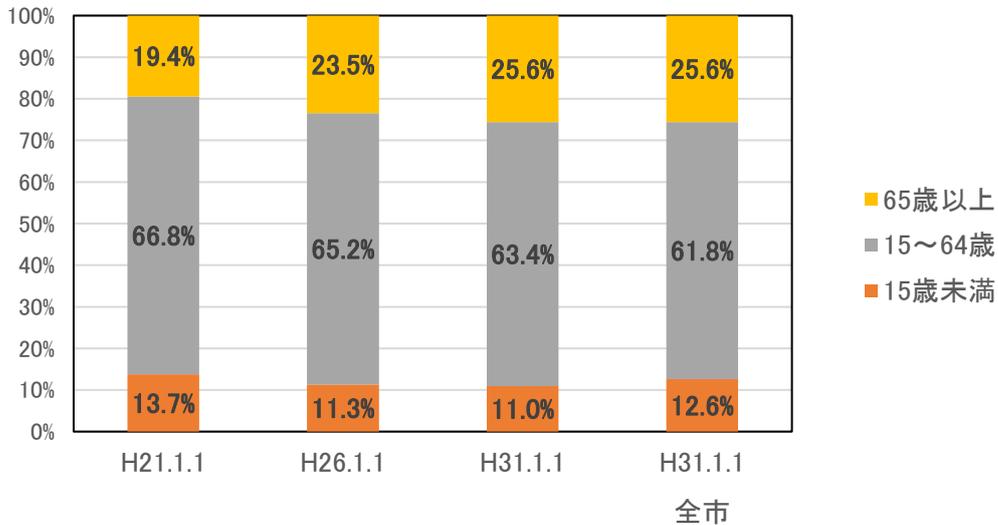
また、台新1丁目・2丁目はその一部が開成地区であり、令和元年10月12日現在の人口は計1,071人で、台新1丁目・2丁目全体2,043人（平成31年1月1日）の半数程度が該当します。



開成1～6丁目の年齢3区分別人口の推移



開成1～6丁目の年齢3区分別人口割合の推移



出典：郡山市ホームページ「郡山市住民基本台帳人口(町字別・年齢別)」

(2) 歴史

明治新政府が東北地方の開発を直接国の費用で実施するようになるのは、明治10年ごろからで、その第1号として、この安積の大地が選ばれました。これが世に言う「安積開拓」です。水の便が悪かったこの地で大規模な開拓を行うために、猪苗代湖の水を安積の大地に引いた国営による安積疏水の開さく事業が行われました。

安積疏水の開さくが国営で行われることが約束されると、9藩（久留米・鳥取・岡山・松山・土佐・米沢・二本松・会津・棚倉）の士族など、全国各地から約500戸、2,000人余の人々が安積郡の諸原野に移住し、この原野を切り拓きました。

そして、これらの事業により現在の郡山（安積郡全域）発展の基盤が築かれることになりました。*

第二次世界大戦終了直後の1947年では、開成地区の大部分は農地であったと見られます（写真1）。その28年後の1975年ではほぼ地区全域に建築物があり（写真2）、この30年弱の間に急激に都市化が進んだことが分かります。

かつては「水の便が悪かった」ということから分かるように、開成地区は台地上にあって、阿武隈川等の大きな河川の洪水・氾濫によって被害を受けることはありませんが、都市化の進展に伴い、大雨により地区内の小河川や水路等が氾濫するおそれがあります。

*出典：郡山市ホームページ「郡山市開成館」 『安積開拓の小冊子』より抜粋

写真1 1947. 10. 24 撮影
出典：国土地理院ウェブサイト
「地図・空中写真閲覧サービス」



写真2 1975. 11. 12 撮影
出典：同上



(3) 過去の災害

表 中通り中部に関係する主要災害（死者・行方不明者が発生した災害）

出典：福島県災害対策課資料により作成

災害名	発生年月日	発生場所	被害額(万円)	被害内容
風水害 (台風4号)	昭和 41.6.27 ～6.28	県内全域	36億712	死者1人、住家全半壊7世帯、浸水6,905世帯
風水害 (台風26号)	41.9.25	県内全域	52億1,462	死者9人、住家全半壊39世帯、浸水10,692世帯、行方不明2人、負傷3人
暴風雨雪 (1月低気圧)	45.1.30 ～1.31	県内全域	8億9,320	死者14人、行方不明2人、負傷者14人、全壊177戸、貨物船1隻沈没
台風(23号、25号、26号)	46.8.31 ～9.11	県内全域	143億8,907	行方不明1人、負傷者8人、家屋全半壊一部破損96棟、床上浸水10,391棟
台風11号	52.9.19 ～9.20	県内全域	84億9,979	死者2人、重傷2人、軽傷1人、住家全壊18棟、半壊21棟、床上浸水2,412棟、床下浸水6,743棟、農林水産業施設23億3,842万円、公共土木施設30億2,298万円
地震 (1978年宮城県沖地震)	53.6.12	県内全域	27億7,756	死者1人、重軽傷者49人、住家全壊6棟、半壊60棟、一部破損1,672棟、公共土木施設約4億6,000万円、農林水産業施設約11億円、商工被害額約4億円、災害対策本部設置
水害 (梅雨前線大雨)	53.6.25 ～6.28	県内全域	104億1,495	死者2人、重軽傷者3人、住家全壊2棟、半壊1棟、一部破損6棟、床上浸水66棟、床下浸水721棟、農林水産業施設約40億円、土木施設54億円
風害	54.3.31 ～4.1	県内全域	15億9,922	死者2人、重傷2人、軽傷5人、住家全壊1棟、半壊40棟、一部破損1,085棟、農産被害2億8,851万円
豪雪 暴風雨雪	55.12.13 ～12.15 55.12.23 ～12.31	県内全域	328億1,595	死者6人、行方不明11人、負傷者27人、住家全壊6棟、半壊12棟、一部破損970棟、床上浸水74棟、床下浸水232棟、農林水産業71億5,879万円、公共土木施設6億9,900万円、農産被害15億2,245万円、林産被害184億9,976万円、電力被害25億円等、県雪害対策本部設置
豪雪	56.1.1 ～3.31	県内全域	118億6,656	死者1人、負傷者41人、住家全壊3棟、半壊15棟、床上浸水13棟、床下浸水75棟、道路303箇所、農林水産業施設9億5,453万円、公共土木施設2億7,992万円、農産被害13億427万円、住家被害15億1,050万円、県雪害対策本部設置

災害名	発生年月日	発生場所	被害額(万円)	被害内容
台風15号	56. 8. 22 ～ 8. 23	県内全域	337億3,795	行方不明1人、負傷者19名、住家全壊2棟、半壊40棟、一部破損533棟、床上浸水124棟、床下浸水858棟、学校44箇所、農林水産業施設60億9,313万円、公共土木施設135億616万円、農産被害136億1,068万円等
台風10号	57. 8. 1 ～ 8. 2	県内全域	186億2,452	死者3人、住家全壊1棟、半壊6棟、一部破損71棟、床上浸水32棟、床下浸水94棟、道路313箇所、橋りょう8箇所、河川358箇所、砂防6箇所、自然公園2箇所、公立文教施設968万円、農林水産業施設10億2,402万円、公共土木施設61億6,660万円、林産被害1億8,762万円、商工被害3,960万円、通信被害2,800万円等
台風18号	57. 9. 12 ～ 9. 13	県内全域	226億3,034	死者3人、負傷者12人、住家全壊8棟、半壊21棟、一部破損125棟、床上浸水631棟、床下浸水4,175棟、道路1,560箇所、橋りょう42箇所、河川1,555箇所、砂防23箇所、水道30箇所、公共文教施設7,827万円、農林水産業施設39億9,793万円、公共土木施設158億227万円、その他の公共施設8,464万円、農産被害23億9,456万円、畜産被害1,888万円、商工被害2億2,080万円等
大雪	59. 1. 1 ～ 3. 31	県内全域	3億2,729	死者3人、負傷者4人、住家半壊1棟、一部破損27棟、床下浸水5棟、床上浸水5棟、学校2校、道路327箇所、公共文教施設1,234万円、公共土木施設1億8,658万円、林産被害1億2,130万円等
暴風雪・波浪	61. 3. 23～ 3. 24	中通り地方 浜通り 地方	21億7,424	死者2人、住家全壊1棟、港湾6箇所、漁港11箇所、海岸5箇所、農林水産業施設5億5,715万円、公共土木施設10億8,362万円、農産被害1億4,449万円、林産被害1億4,898万円、水産被害4億4,000万円等
集中豪雨 (台風10号)	61. 8. 4 ～ 8. 5	県内全域	1,084 億 8,739	死者3人、負傷者8人、住家全壊14棟、半壊33棟、一部破損125棟、床上浸水5,501棟、床下浸水8,520棟、学校115箇所、病院1箇所、道路1,921箇所、橋りょう69箇所、河川2,812箇所、砂防57箇所、鉄道不通8箇所、水道15,370戸、電話1,982回線、電気25,300戸、地すべり防止施設1箇所、公共文教施設3億6,597万円、農林水産業施設191億3,700万円、公共土木施設394億6,330万円、その他の公共施設2億3,642万円、農産被害37億1,667万円、商工被害445億4,877万円、災害救助法適用、災害対策本部設置

災害名	発生日月日	発生場所	被害額(万円)	被害内容
台風13号	平成 元. 8. 6 ～ 8. 7	県内全域	505億5,191	死者12人、行方不明者2人、負傷者23人、住家全壊13棟、半壊58棟、一部破損98棟、床上浸水1,612棟、床下浸水2,931棟、学校14箇所、病院2箇所、道路1,372箇所、橋りょう59箇所、河川2,281箇所、港湾9箇所、砂防34箇所、山腹崩流399箇所、水道2,357戸、下水道1箇所、公共文教施設1億6,413万円、農林水産業施設80億5,032万円公共土木施設358億1,276万円、その他の公共施設2,568万円、農産被害23億3,398万円、林産被害1億5,767万円、畜産被害521万円、水産被害1億8,573万円、商工被害37億3,832万円、その他771万円、災害救助法適用、災害対策本部設置
台風21号	3. 10. 10 ～ 10. 14	中通り地方 浜通り地方	78億3,862	死者1人、負傷者6人、住家全壊8棟、半壊17棟、一部破損127棟、床上浸水21棟、床下浸水78棟、学校24箇所、道路699箇所、橋りょう1箇所、河川248箇所、砂防5箇所、崖崩れ12箇所、鉄道不通1箇所、公共文教施設4億4,124万円、農林水産業施設14億9,474万円、公共土木施設58億855万円、農産被害9,408万円等
台風11号	5. 8. 26 ～ 8. 28	県内全域	156億6,541	死者1人、負傷者1人、一部破損5棟、床上浸水34棟、床下浸水349棟、学校4箇所、道路323箇所、橋りょう11箇所、河川929箇所、港湾14箇所、砂防18箇所、鉄道不通3箇所、水道421戸、電気3,866戸、公共文教施設3,453万円、農林水産業施設14億6万円、公共土木施設140億6,970万円、その他の公共施設2,126万円、農産被害1億3,829万円、商工被害100万円、その他57万円
台風17号	8. 9. 22 ～ 9. 23	県内全域	70億4,479	死者1名、半壊1棟、一部破損4棟、床上浸水37棟、床下浸水345棟、道路195箇所、橋りょう1箇所、河川580箇所、砂防16箇所、電気4,058戸、公立文教施設762万円、農林水産施設7億6,221万円、公共土木施設60億8,967万円、農産被害1億8,406万円

災害名	発生年月日	発生場所	被害額(万円)	被害内容
豪雨	10. 8. 26 ～ 8. 31	県内全域	657 億 771	死者 11 名、負傷者 22 名、全壊 48 棟、半壊 74 棟、一部破損 153 棟、床上 1,106 棟、床下 2,645 棟、学校 24 棟、道路 1,401 箇所、橋りょう 14 箇所、河川 1,056 箇所、砂防 41 箇所、清掃施設 8 箇所、鉄道不通 2 箇所、水道 2,149 箇所、県有財産 3 箇所、社会福祉施設 7 箇所、保健衛生施設 1 箇所、医療施設 6 箇所、衛生施設 1 箇所、急傾斜 2 箇所、災害対策本部設置
豪雨	16. 7. 10	県中地方 県南地方	104 億 4,375 (7/10～18 の 合計)	床上浸水 52 棟、床下浸水 346 棟
豪雨	16. 7. 13	県中地方 会津地方 南会津地方		死者 1 名、重傷者 1 名、床上浸水 8 棟、床下浸水 78 棟、河川被害 378 力所、道路被害 188 力所、橋りょう被害 7 力所、農林水産業施設被害 15 億 9,078 万円、公共土木施設被害 78 億 5,750 万円、公共施設被害 14 万円、農産被害 1 億 3,475 万円、林業被害 8 億 4,339 万円、水産被害 35 万円、商工被害 1,684 万円
豪雨	18.10.5 ～ 10.8	浜通り 中通り	82 億 9,665	死者 1 名、重傷者 1 名、軽傷者 1 名、半壊 2、一部破損 21、床上浸水 6 棟、床下浸水 127 棟、農林水産業施設被害 47 億 2,772 万円、公共土木施設被害 32 億 2,180 万円、農産被害 3 億 4,424 万円
地震 (平成 23 年東北地 方太平洋 沖地震)	23.3.11	県内全域		死者 4,107 名、行方不明者 1 名、重傷者 20 名、軽傷者 163 名、住家全壊 15,435 棟、半壊 82,783 棟、一部破損 141,053 棟、床上浸水 1,061 棟、床下浸水 351 棟(以上、令和元年 8 月 5 日現在) 農林水産業関係施設 2,753 億円、公共土木施設等 3,162 億円、民間施設等(商工関係) 3,597 億円(推計)(以上、平成 24 年 11 月 30 日現在)
台風 18 号	25.9.15 ～ 16	県内全域	13 億 4,582	死者 1 名、軽傷 1 名、一部損壊 2 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 34 棟、公共土木施設等 13 億 4,582 万円
台風 8 号	26.7.9～10	中通り北 部・中部、 会津地方、 浜通り南 部	11 億 8,880	死者 1 名、床上浸水 1 棟、床下浸水 30 棟、公共建物 5 棟、道路 10 箇所、河川 37 箇所、砂防 1 箇所、農林水産施設 4 億 8,741 万円、公共土木施設 7 億 117 万円、農産被害 22 万円
台風 19 号	令和元 10.12～13	県内全域	(調査中)	(調査中) 死者 32 名、重傷者 1 名、軽傷者 58 名

3. 予想される災害

開成地区において発生する恐れのある災害や過去に起きた災害を踏まえ、郡山市の発行するハザードマップなどの情報から、地区内で発生が予想される災害について住民に周知を図ります。

開成地区の災害としては、次のようなことが予想されます。

- 地震（東日本大震災並みの「震度6弱」）
- 大雨で低い土地に水がたまる（内水氾濫）※¹
- 安積疎水や排水路などが氾濫する
- 外水氾濫※²や土砂災害を考慮する必要はない

※1：大雨により、一時的に道路側溝や下水道などから雨水があふれ、河川に排水できない場合

※2：阿武隈川などの主要河川の水位上昇により、堤防からあふれたり堤防が壊れて氾濫した場合

(1) 地震による揺れ（震度6弱） 注：東日本大震災での郡山市は「震度6弱」

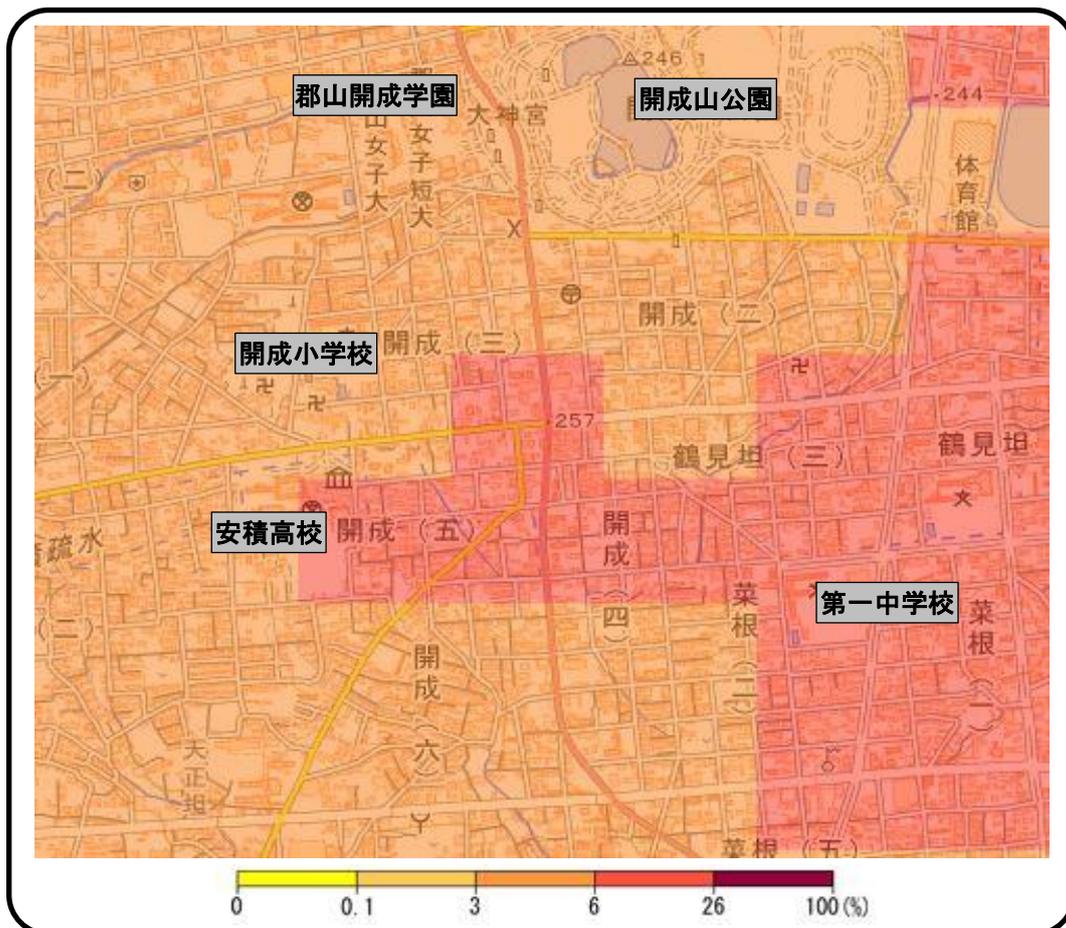


図 30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図

出典：J-SHIS 地震ハザードステーション、2019年版

(2) 大雨による浸水（内水氾濫）

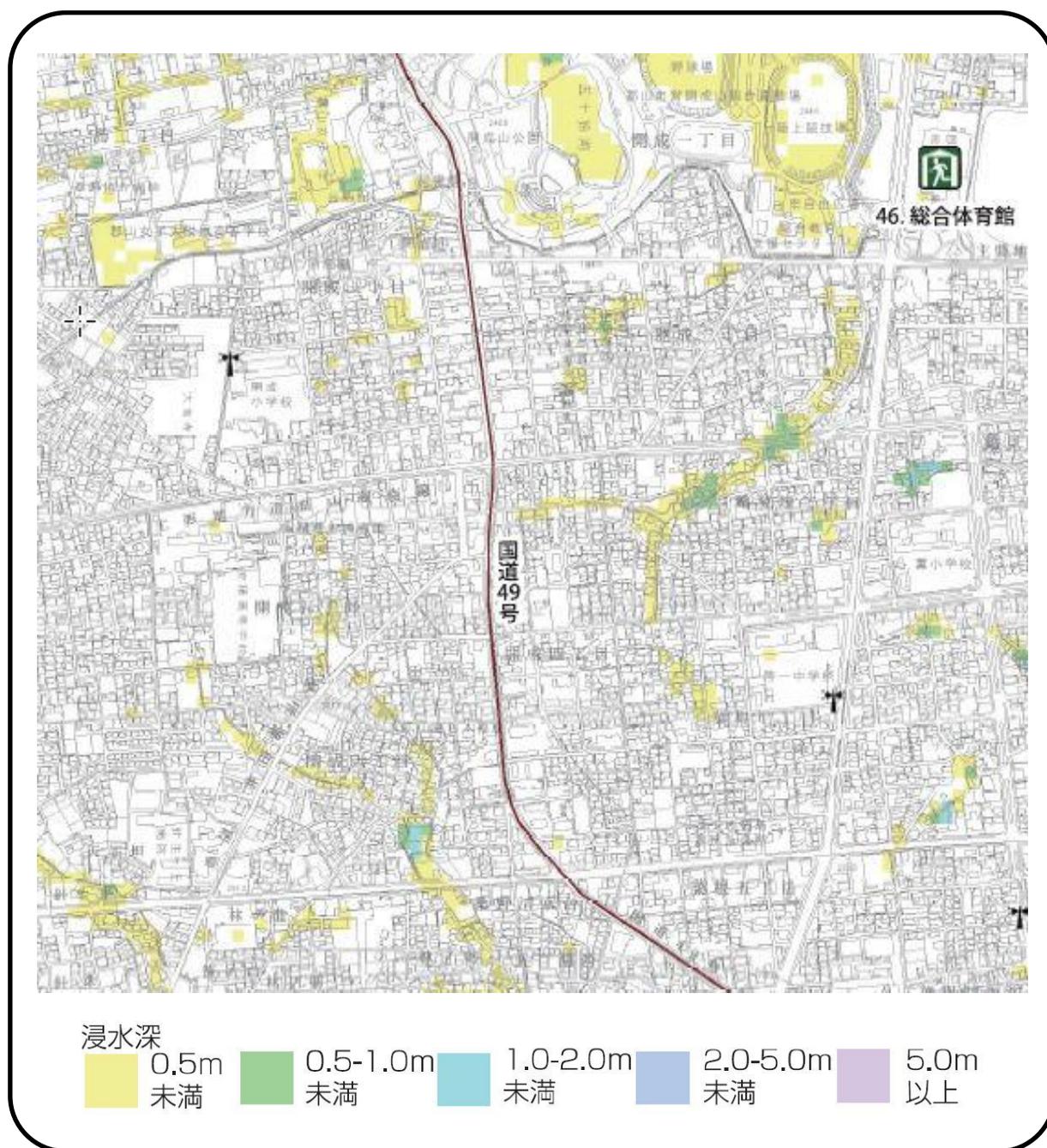


図 予想される浸水範囲

出典：郡山市浸水ハザードマップ（平成 25 年 5 月）

注：郡山駅前を中心に被害をもたらした、平成 22 年 7 月 6 日と同程度の雨が、市内全域に降った場合を想定し、郡山市が作成

想定降雨：1 時間最大雨量 74mm（総雨量 101mm）

4. 活動方針

目標

互いの顔が見える街、挨拶が響く街開成

(1) 平時の対応

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災・減災活動に取り組みます。

① 防災・減災知識を普及・啓発する。【情報連絡班】

防災・減災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災・減災知識の普及や啓発行動を行います。

② 地区内の安全点検を行う。【避難誘導班】

防災・減災の基本は、自分たちの住む街を知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけや危険回避・軽減などを行います。

③ 備蓄物資・資機材を整備する。【消火班、給食給水班、救出救護班】

備蓄物資・資機材は、災害発生時に使用します。地区で備蓄物資・資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

④ 定期的に防災訓練を実施する。【全班】

防災訓練は、いざという時に、慌てず的確に対応するために、欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(2) 災害時の対応

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。郡山市災害対策本部等関係機関とも連携・協力しながら、地区住民で力を合わせて活動します。

① 情報収集・伝達を的確に行う。【情報連絡班】

市災害対策本部等関係機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、災害対策本部への報告を行います。

② 協力して救出・救助活動を行う。【救出救護班】

自分自身がケガをしないように注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人などの救出・救助活動を行います。また、負傷者の応急手当をして、救護所などへ搬送を行います。

③ 速やかに初期消火を行う。【消火班】

火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

④ 避難誘導を安全に行う。【避難誘導班】

地区住民を安全な避難場所などへ誘導します。

⑤ 避難者に給食・給水を行う。【給食給水班】

地区に必要な物資を把握し、市災害対策本部等関係機関などとも連携・協力しながら、必要に応じて、在宅避難者を含めた地区の避難者に、炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

⑥ 地区内の安全・安心のため、警備・保安活動を行う。【民生委員、防犯協会】

災害時に危険なところに近づく人や避難者宅が空き巣などに狙われることもあります。危険箇所の警備や地区内の巡回を行い、安全で安心な避難生活を送れるような活動を行います。

(3) 避難行動要支援者等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人（避難行動要支援者、いわゆる「災害弱者」）です。こうした避難行動要支援者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

① 避難行動要支援者の身になって、防災環境の点検・改善を行う。【避難誘導班】

目や耳の不自由な人に、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

② 避難するときは、しっかり支援する。【避難誘導班】

隣近所の助け合いが重要です。複数の避難支援者が一人の避難行動要支援者を支援できる体制づくりと支援に努めます。

③ 困ったときこそ、温かい気持ちで接する。【全班】

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や避難行動要支援者には、思いやりの心をもって接します。

④ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。【全班、民生委員】

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者とのコミュニケーションを図ります。

5. 日頃の活動

開成地区では、災害に備えて、日頃から次の取り組みを進めます。

(1) 地区の特性を知る

① 危険箇所を把握する

- 地区内の危険箇所（浸水しやすい場所、側溝、ブロック塀、そのほか避難路沿いの注意箇所など）を調べる。
- 平成30年度に作成した地区防災マップ（資料4）の範囲（開成3・5・6丁目）以外について、町内会でマップを作成する。

【作成例】資料5. 五十鈴町内会防災マップ

- 地区内外に指定避難所や指定緊急避難場所が数多くある立地を生かし、各町内会で、より安全な避難場所（1次）、避難所（2次）及び避難経路を決めておく。

② 住民を把握する

- 町内会に未加入の住民も含め、地域の情報の提供や、地域の活動への参加の呼びかけを活発に行う。
【注】アパート居住者等については、物件管理者を介した間接的な参加も歓迎する。
- 市の協力を得ながら、男女別・年齢別の住民数や要配慮者や避難行動要支援者の所在の把握を進める。

(2) 情報の入手や共有を進める

- 防災行政無線は風向などの影響により聞こえにくい場合があることから、市と協力して戸別受信機の普及に取り組む。
- 避難所となる学校（郡山開成学園、安積高校等）との対話・協議を、市の仲介も得ながら進め、避難所開設や運営の段取りを決めるとともに、学校の防災活動に協力するなど協力関係を構築する。
- 地区内の災害の発生の可能性や災害時に必要な行動について、住民だけでなく、支援団体とも情報の共有を進める。

(3) 避難行動要支援者を知る

- 班（町内会）ごとに、避難行動要支援者の情報を共有する。
- 訓練等様々な機会を通じ、避難行動要支援者との顔合わせの機会をつくる。
- 災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難行動の支援を行う人を決める。

(4) 訓練を行う

- 避難行動や安否確認について、地区全体や各班で工夫した訓練に取り組む。
- 指定緊急避難場所や指定避難所までのルートを確認する。
- 指定避難所の開錠・開設の手順を確認する。

6. 災害時の行動

地震、大雨、台風など様々な災害に対し、次のように行動することを基本とします。

(1) 初動【地震】

- **何よりも身の安全の確保**
 - 屋内の場合：家具などの転倒に注意し、テーブルなどの下に隠れる。
 - 屋外の場合：瓦や窓ガラスなどの落下物に注意し、ブロック塀には近づかない。
- **揺れが収まってから素早く行動**
 - 火の始末をする。
 - ガスコンロの火が消えていてもガスの元栓を閉める。
 - 家の中の家電製品・暖房器具を点検する。
 - 通電していればテレビで状況を確認する。
 - 自宅の被害や近所の建物被害や火災発生の有無などを確認する。

(2) 安否確認【災害共通】

- 自分や家族が無事である場合は、自宅玄関等に指定の「旗」を掲げる。
- 避難行動要支援者について、あらかじめ決めておいた支援者が安否を確認する。

(3) 避難【災害共通】

- 各町内会で決めた避難場所（1次）及び避難所（2次）に基づき、1次から2次へはまとまって移動し、避難状況をチェックする。
- 自らの判断で早めの避難を心がけるとともに、市から避難情報〈避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）〉が発令されたら行動を開始する。
- 徒歩での避難を原則とし、車による避難は極力行わない。
- 【大雨・台風の場合】屋外に出て避難することが危険な状況になった場合は、屋内にとどまり、2階以上に「垂直避難」するなど、安全な場所で身を守る。
- 医療施設や福祉施設に協力し、入院患者や入居者の避難を地区住民で支援する。

(4) 避難所開設・運営【災害共通】

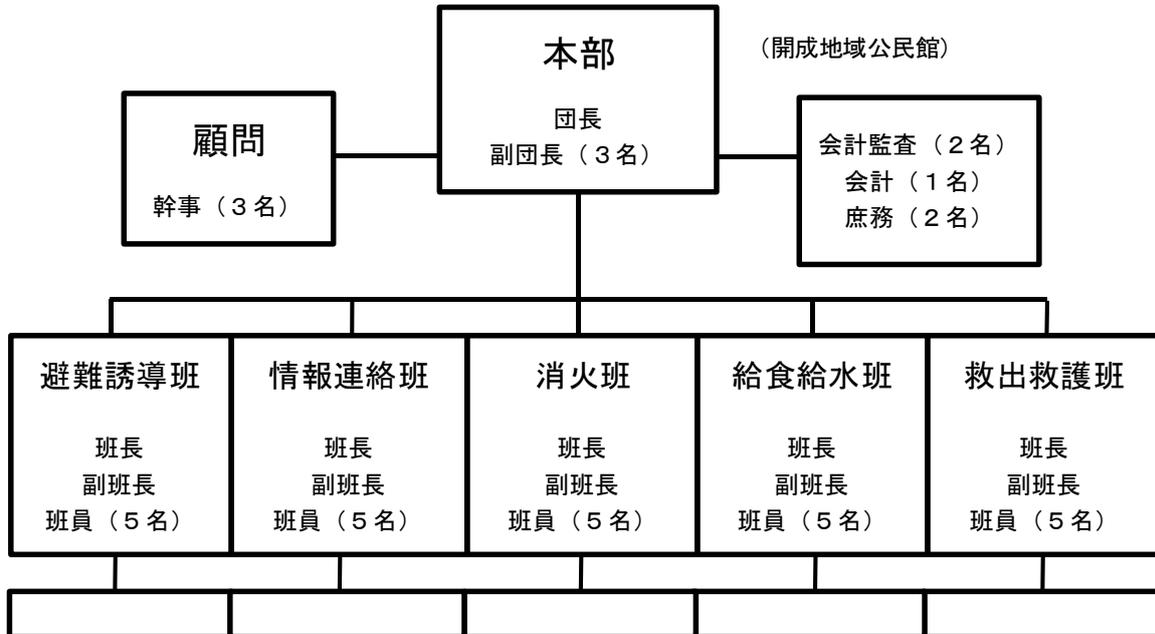
- 指定避難所である施設の管理者や市と協力し、あらかじめ決めておいた段取りに従って避難所の開設・運営を行う。

(5) 活動体制【災害共通】

- 地区の災害対策本部を開成地域公民館に置く。
- 市災害対策本部（市役所）に近い立地を生かし、通信が途絶した場合には、必要に応じて直接市役所に赴き情報を伝達・入手する。

資料 1. 自主防災組織（自主防災団）

(1) 組織体制



(2) 避難所運営委員会



災害発生時には運営委員会の5班全ての情報を本部が取りまとめ、その時の状況に応じて班員の人数割を決定し、共に協力しながら組織活動を行う。

資料 2. 開成地区防災備品在庫表

2020. 2. 1 時点

No.	品 名	数量	単位	備 考
1	ヤマト訓練用水消火器	6	本	
2	水注入用ホース（水消火器用ホース）	1	本	
3	ハンドスピーカー	6	器	
4	スピーカー用乾電池	12	本	単三電池
5	地区防災旗	2	枚	大小各 1 枚
6	幟旗竿	数本	本	防犯協会含む
7	防犯ベスト	3	着	
8	帽 子	27	着	
9	腕 章	18	枚	
10	バッグ	1	個	
11	くるくるトイレ	40	枚	
12	マイレット	100	回分	
13	レスキューシート	250	枚	
14	毛 布	1	枚	
15	マウスウォッシュ アルコールタイプ	200	個	2019 年更新
16	キシリオンブラシ配合ジェル付歯ブラシ	100	本	2019 年更新
17	強力消臭袋 イオテクト	30	個	無期限
18	携帯用哺乳ボトル（使い切りタイプ）	30	個	2019 年更新
19	発電機	1	機	
20	プロパンガスボンベ	3	個	発電用 1 基・煮炊き用 2 基（庶務：遠藤保管）
21	鋳物コンロ 2 連バーナー	2	個	無期限
22	風防用上置き（バーナー用囲い）	2	個	無期限
23	6ポートUSB充電器	3	個	
24	USB用電源ケーブル（Type-C）	6	個	無期限
25	プロパンホース（ホースバンド付）	2	本	腐食時更新、5m
26	ヘルメット	7	個	
27	軍 手	13	双	
28	ヘッドライト・電池（単三電池）	18	個	

資料 3. 地区情報

●主な情報連絡先

区分	関係機関等名称	連絡先	備考
消防	郡山地方広域消防組合 郡山消防署	024-933-4000	
	郡山地方広域消防組合 針生救急所	024-923-5110	
警察	郡山警察署	024-922-2800	
	開成山交番	024-923-5030	
行政関係機関	郡山市防災危機管理課	024-924-2161	
	福島河川国道事務所郡山出張所	024-943-6591	
	郡山市保健所	024-924-2120	
	郡山市社会福祉協議会	024-932-5311	
避難所	開成地域公民館	024-932-9041	
	開成小学校	024-932-5299	
	安積高校	024-922-4310	
	郡山開成学園（郡山女子大学）	024-932-4848	
	郡山市総合福祉センター	024-924-2950	
ライフライン	上下水道局お客様サービス課	024-932-7666	水道・下水関係
	電気事業者		契約している事業者 （連絡先を記入）
	ガス事業者		契約している事業者 （連絡先を記入）
	電話等事業者		契約している事業者 （連絡先を記入）
医療機関	かかりつけの医療機関		かかりつけの医療機関 （連絡先を記入）
関係団体	郡山市消防団		
その他 （自由記入）			

資料4. 地区防災マップ (平成31年3月作成)

開成地区 (3・5・6丁目) 防災マップ

※ まず、自宅から避難場所・避難所への避難ルートを太線——で記入し、沿道の安全性を確認しましょう。



【凡例】

- 災害時に注意や配慮が必要なこと
 - 狭い道路・狭い歩道
 - 空き家
 - ブロック塀、石垣
 - 危険物等取扱施設
 - 自動販売機
 - 見通しの悪い場所(交通面・防犯面)
 - 他に気づいた箇所、危なそうな箇所
 - 大雨による浸水区域(概略) ※「浸水ハザードマップ郡山市」による
- 災害時に役立つ施設・場所や設備
 - 指定緊急避難場所
 - 指定避難所
 - 両方兼務避難場所
 - 消防署
 - 病院、診療所
 - 警察(派出所、駐在所)
 - S/C スーパー、コンビニ
 - 防災倉庫
 - 消防団機庫置き場
 - 消火栓
 - 防火水槽、貯水槽
 - 防災行政無線(屋内・屋外)
 - 公共電話
 - ガソリンスタンド等

災害のおそれがある時の避難行動の基本

- 自ら判断して、**早め**の避難を心がけましょう。
- 市が出す3段階の避難情報に注意しましょう。

切迫度	① 避難準備・高齢者等避難開始
↓	② 避難勧告
高	③ 避難指示(緊急)

- 徒歩での避難を原則としましょう。
- 最小限の**非常持出品**を持って避難しましょう。

例) 貴重品、携帯ラジオ、非常食、懐中電灯、救急薬品・常備薬、衣類など

「指定緊急避難場所」「指定避難所」とは？

- 指定緊急避難場所**
避難者が一時的に避難するための場所です。小中学校、高校、大学のグラウンド、大規模公園など、地域全体の安全を確保できる場所となっています。
- 指定避難所**
避難者が一定期間滞在するための施設です。小中学校、高校の体育館など、避難者の安全を確保し、応急救護が容易に行える施設となっています。
- 福祉避難所**
介護が必要な高齢者や障がい者などの避難者が一定期間滞在するための施設です。要配慮者が利用しやすいトイレや手すり、仮設スロープなどバリアフリー化された施設です。

近くにある「指定緊急避難場所」「指定避難所」

	マップ範囲内	マップ範囲外(近隣)
指定緊急避難場所	開成五丁目公園 天正坦公園 開成山公園 水・緑公園 開拓公園	島公園 鶴見坦公園 梅林公園 かおる公園
指定避難所	開成地域公民館	総合体育館 寛地域公民館 開成山野球場 開成山陸上競技場 開成山弓道場 ミュージカルがくと館
両方兼務避難場所	開成小学校 安積高校 郡山開成学園(郡山女子大学)	郡山第一中学校 薫小学校
福祉避難所		ニコニコども館 総合福祉センター

0 100m

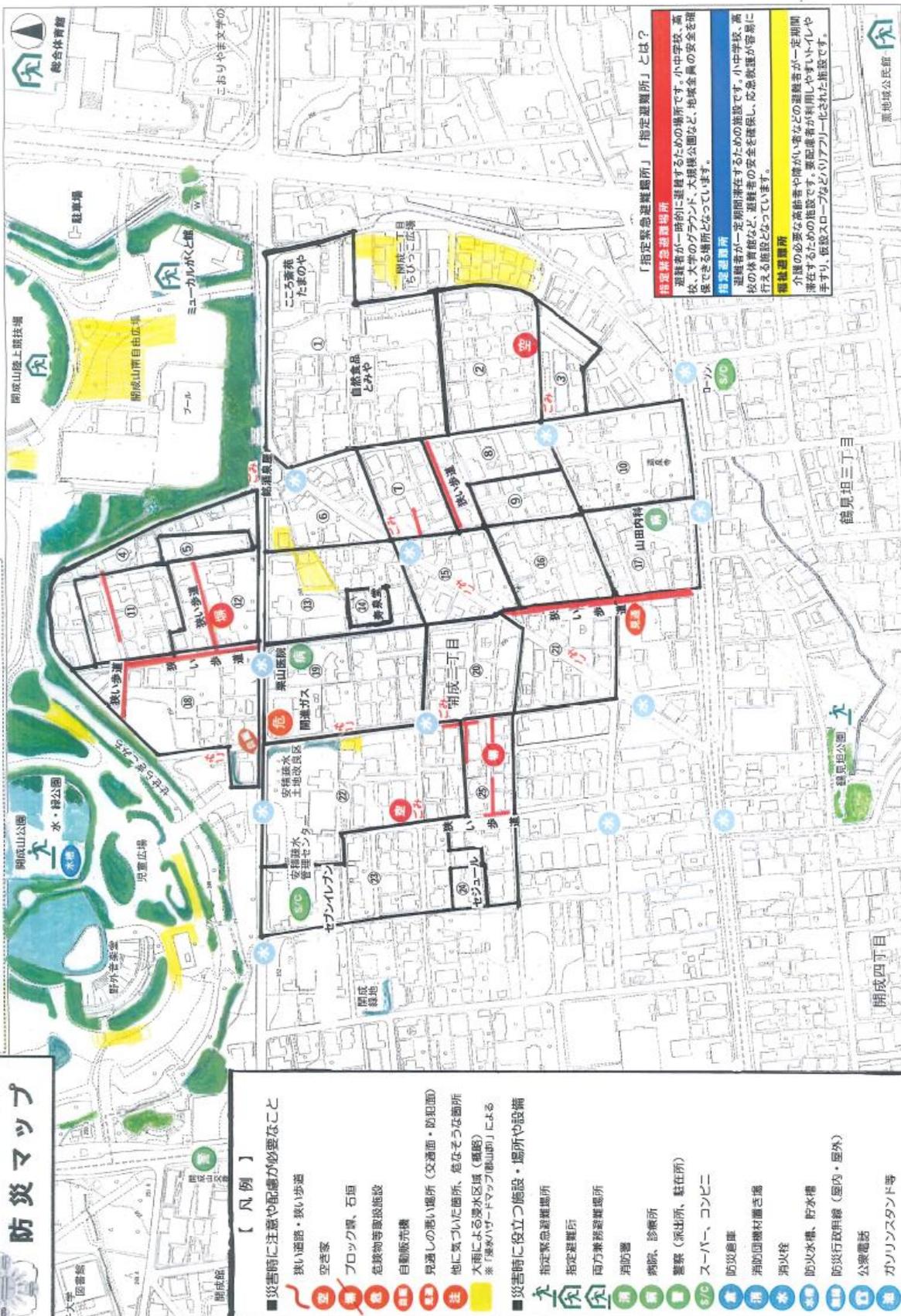
平成31年3月
作成：開成地区自主防災会
協力：郡山市／福島県／特定非営利活動法人福島県防災士会

Zmap-Town II 郡山市 2005 複製許諾番号 Z06C-第478号

資料5. 五十鈴町内会防災マップ

※ まず、自宅から避難場所・避難所への避難ルートを決めて、太線で記入し、沿道の安全性を確認しましょう。

五十鈴町内会 防災マップ



- 【凡例】**
- 災害時に注意や配慮が必要なこと
 - 狭い道路、狭い歩道
 - 空き家
 - ブロック塀、石垣
 - 危険物等取扱い施設
 - 自動販売機
 - 見通しの悪い場所（交通面・防犯面）
 - 他に気づいていない箇所、危なそう箇所
 - 大雨による浸水区域（概略）
 - ※「浸水ハザードマップ（概略）」による
 - 災害時に役立つ施設・場所や設備
 - 指定緊急避難場所
 - 指定避難所
 - 消防署
 - 病院、診療所
 - 警察（派出所、駐在所）
 - スーパー、コンビニ
 - 防犯カメラ
 - 消防団備付庫
 - 消火栓
 - 防火水栓、貯水槽
 - 防災行政無線（屋内・屋外）
 - 公衆電話
 - カンソンスタンド等

「指定緊急避難場所」「指定避難所」とは？

指定緊急避難場所
避難者が一時的に避難するための場所です。小中学校、高校、大学のグラウンド、大規模公園など、地域全体の安全確保で全る場所となります。

指定避難所
避難者が一定期間滞在するための施設です。小中学校、高校の体育館など、避難者の安全を確保し、応急処置が容易に行える施設となっています。

福祉避難所
介護の必要な高齢者や障がい者などの避難者が一定期間滞在するための施設です。要配慮者が利用しやすいトイレや手すり、仮設スロープなどバリアフリー化された施設です。